

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

## 秋田市規則第35号

### 秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第108条第 2 項中「第 6 条第 1 項」を「第 5 条の 9 第 1 項第 3 号」に改める。

第137条第 3 項第 1 号中「および前項」を削り、「限る」の次に「。第 3 号において同じ」を加え、「、労働者災害補償保険料および保証料」を「および現場管理費ならびに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 前項の工事 工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料および保証料に相当する額として必要な経費

第137条中第 9 項を第10項とし、第 4 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 項第 1 号の工事の現場管理費および一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費に充てることができる前払金の額は、同号の規定による前払金の100分の25に相当する額を上限とする。

別表第 2 の 4 旅費の項中「在勤地内旅費および」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市財務規則（以下「改正後の規則」という。）第137条第3項第1号および第4項の規定は、この規則の施行の日以後に新たに請負契約を締結する工事又は同日前に請負契約を締結した工事であって同日以後に当該工事に係る前払金の使途の範囲について改正後の規則第131条の規定により当該請負契約を変更したものについて適用する。